

資料3

関係省庁
配布資料

警察庁の取組

- 大麻乱用防止対策に関する広報・啓発活動（施策番号33関連）
- 薬物再乱用防止のためのパンフレットの配布（施策番号38関連）
- 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止（施策番号53関連）
- 被害者等への接触防止のための措置（施策番号53関連）
- ストーカー・DV加害者に対する指導等（施策番号54関連）
- 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等（施策番号55関連）
- 非行少年に対する立ち直り支援活動（施策番号58関連）

第二次再犯防止推進計画に対する警察庁の取組について

主な取組

1. 暴力団離脱・薬物乱用防止等 【施策番号33、38、55】

- 暴力団からの離脱、社会復帰
関係機関・団体と連携して、暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に
必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。
- 薬物乱用防止、薬物依存対策
大麻乱用防止対策としてSNSにおけるターゲティング広告や動画配信サイトにおけるバンパー広告を実施している。
また、再乱用防止のためのパンフレットを作成し、薬物乱用者やその家族等へ配布している。

2. 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止 【施策番号52】

- 16歳未満の子供を対象とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、
各都道府県警察において、その所在確認を実施している。
また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行い、再犯防止に関する助言・指導を行うとともに、地方自治体が行う支援
の窓口を紹介するなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

3. ストーカー・DV加害者に対する指導等 【施策番号53、54】

- ストーカーやDV事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、
被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、保護観察所との緊密かつ継続的な連携によって、こうし
た者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。
- ストーカー加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウセ
リングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。
また、2024年3月から、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、電話連絡や面談による近
況等の把握を通じ、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者に講ずべき
保護措置の見直しを行うなど、被害者の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進している。

4. 個々の非行少年の状況に応じた立ち直り支援活動 【施策番号58】

- 問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関との協働による活動も
念頭に、継続的に声を掛けるほか、少年警察ボランティア等と連携して、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸
べる立ち直り支援活動」を推進している。

総務省の取組

- 保護司活動に対する地方公共団体からの支援の確保
(施策番号67関連)

地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。

国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）を策定し、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- 都道府県及び市区町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止施策の推進（協力依頼）

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、保護司が自宅以外で面接できる場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力を依頼
- 令和6年5月、保護司が自宅で殺害された事案を受け、法務省において全国の保護司から不安等を聴取。令和6年7月12日付けで上記同様に連名通知を発出し、保護司が、コミュニティセンター、公民館等の身近な公共施設を自宅以外の面接場所として利用できるよう一層の協力を依頼

▶ **引き続き、保護司活動に対するご協力をお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「第二次再犯防止推進計画」（計画期間R5～R9）を、令和5年3月17日に閣議決定
- 同計画では、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援等が示されている。

▶ **地方再犯防止推進計画等※を策定するなど、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします！**

※47都道府県、768市区町村が策定済（R6.4法務省調べ）

文部科学省の取組

- 学校における適切な指導の実施等（施策番号43関連）
- 地域における非行の未然防止等のための支援

（施策番号44関連）

※配布資料なし

厚生労働省の取組

- 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正
(施策番号35関連)

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

(令和5年12月6日成立・13日公布)

厚生労働省
施策番号35関連

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

農林水産省の取組

- 雇用就農資金の加算措置の周知等（施策番号10関連）
※配布資料なし

国土交通省の取組

- 居住支援法人による相談対応等（住宅セーフティネット制度）
（施策番号22関連）
- 公営住宅への入居における特別な配慮
（施策番号23関連）

(現行)住宅セーフティネット制度

国土交通省 施策番号22関連

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

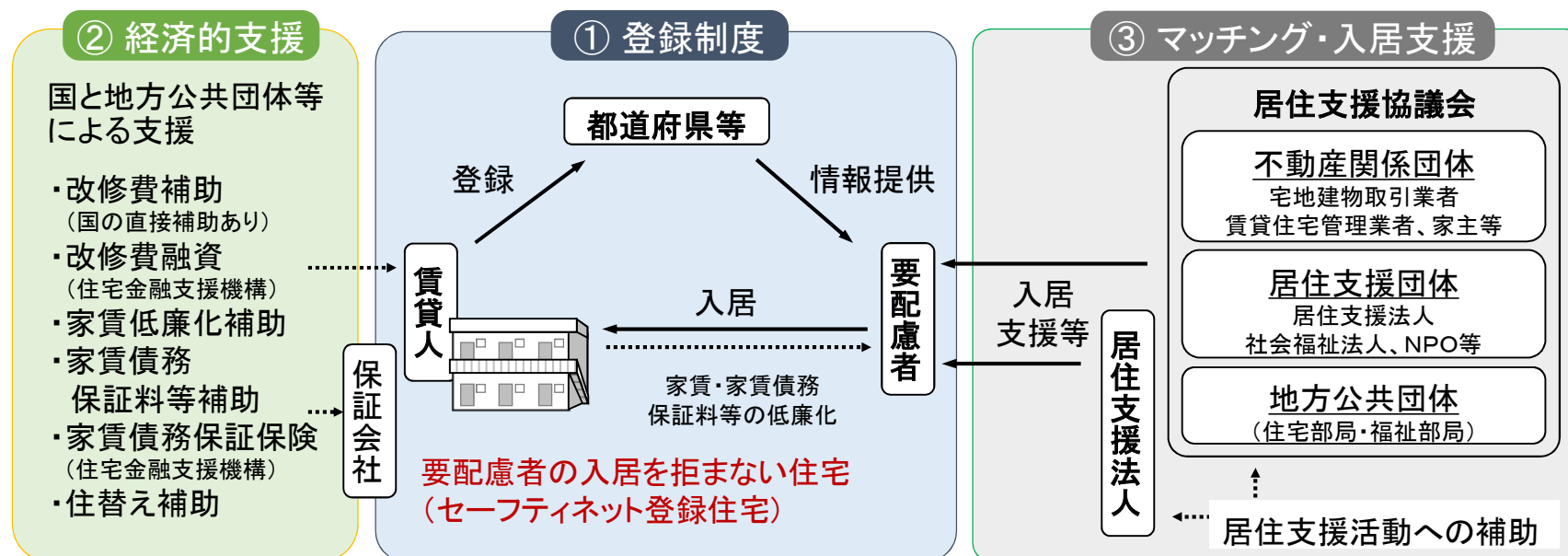
② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【施行状況（R6/9/30時点）】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	9 2 1, 2 7 7 戸 (4 7 都道府県)
居住支援法人の指定数	9 2 8 法人 (4 7 都道府県)
居住支援協議会の設立	1 4 5 協議会
家賃債務保証業者の登録	1 0 8 者
供給促進計画の策定	4 7 都道府県 2 2 市町

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



犯罪をした者等の公営住宅への入居（再犯防止関係）

国土交通省 施策番号23関連

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日公布・施行）＜議員立法＞

＜第15条＞ 公営住宅への入居における犯罪をした者等への特別の配慮

※犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者

再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 抜粋

Ⅱ 今後取り組んでいく施策_第2 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

2. 住居の確保等(2) 具体的施策_③ 地域社会における定住先の確保

ウ 公営住宅への入居における特別な配慮

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。

- 再犯防止推進計画の閣議決定を受け、各地方公共団体に対し、
 - ・法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、地域の実情に応じて保護観察者等の公営住宅への入居を困難としている要件緩和の検討
 - ・**矯正施設出所者については、通常「著しく所得の低い世帯」に該当**し、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いが可能（公営住宅管理の適正な執行について）（平成17年12月26日付国住備第138号住宅局長通知）であることについて、通知。

※『「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について』（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）

○公営住宅の入居者の募集方法については、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うこと（優先入居）が可能。

【平成25年6月27日付国住備第57号住宅総合整備課長通知】

（１）優先入居の対象世帯

現在の社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯

- ①高齢者世帯 / ②障害者世帯 / ③著しく所得の低い世帯 /
- ④子育て世帯 / ⑤若者夫婦世帯 / ⑥DV被害者世帯 /
- ⑦犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯 / ⑧中国残留邦人等世帯

（２）優先入居の方法

①倍率優遇方式

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式

②戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

③ポイント方式

住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）